

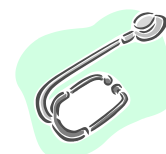
# 人事労務ニュース

平成21年4月号

## 健康診断

労働安全衛生関係法令において、事業者（事業を行う者で、労働者を使用するもの）は、労働者に対して「健康診断」の実施を義務付けています。今回は、「健康診断の種類」、「事業者が実施しなければならない措置」、「実務上の留意点」についてご紹介いたします。

### 健康診断の種類（労働安全衛生法第66条で定められた健康診断）



#### 一般健康診断

	健康診断の種類	対象者	実施時期
1	雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れるとき
2	定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回
3	特定業務従事者の健康診断	一定の有害業務に“常時”従事する労働者（重量物の取扱い等重激な業務、深夜業を含む業務等の13業務）	6ヶ月以内ごとに1回
4	海外派遣労働者の健康診断	海外派遣労働者	労働者を海外の地域に6ヶ月以上派遣しようとするとき 6ヶ月以上海外の地域に派遣した労働者を国内の業務に就かせるとき
5	結核健康診断	1、2、3、4の健康診断の際、結核の発病のおそれがあると診断された労働者	おおむね6ヶ月後
6	給食従業員の検便	事業に附属する食堂または炊飯場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際 または、当該業務への配置替えの際

#### 特殊健康診断

	健康診断の種類	対象者	実施時期
1	高気圧業務健康診断	高圧室内または潜水業務に従事する労働者	雇入れの際 当該業務への配置替えの際 上記、その後6ヶ月以内ごとに1回
2	有機溶剤健康診断	有機溶剤業務に従事する労働者	
3	石綿健康診断	石綿業務に従事する労働者	

#### その他の特殊健康診断

電離放射線健康診断、鉛健康診断、四アルキル鉛健康診断、特定化学物質等健康診断、歯科健康診断、じん肺健康診断（じん肺法）

## 事業者が行わなければならない措置

健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、「5年間」保存しなければならない。

「常時50人以上」の労働者を使用する事業者で「定期健康診断」を行った場合は、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署へ提出しなければならない。

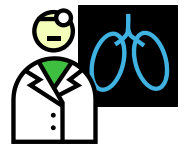
事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師または歯科医師の意見を聞かなければならない。

事業者は、労働安全衛生法第66条第2項による医師または歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設または設備の設置・整備、その他適切な措置を講じなければならない。

事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

## 実務上の留意点



### 1. 短時間労働者に対する健康診断について

事業者は、パート、アルバイト等の短時間労働者についても、次のいずれかで、1週間の所定労働時間が、同事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施しなければなりません。

期間の定めのない労働契約により使用される者  
期間の定めのある労働契約により使用される者であるが、当該契約の更新等により1年（特定業務従事者にあっては6ヶ月）以上使用されることが予定されている者  
期間の定めのある労働契約により使用される者であるが、当該契約の更新等により1年（特定業務従事者にあっては6ヶ月）以上使用されている者

### 2. 健康診断の費用の負担について

労働安全衛生法第66条で実施を義務付けている健康診断の費用について、同法施行に関する通達（S47.9.18基発602号）では、下記のように定めています。（抜粋）

「法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること。」  
再検査等の健康診断の費用負担については、特に定められておりませんので、労使間で決定して就業規則に規定しておきましょう。

### 3. 健康診断の受診に要した時間に関する賃金の支払いについて（労働時間に関する取扱い）

健康診断の受診に要した時間に関する賃金の支払いについて、上記2の同通達では、下記のように定めています。

#### 一般健康診断

「業務遂行との関連において行われるものではないので、（略）当然には事業者の負担すべきものでなく労使協議して定めること。」

#### 特殊健康診断

「事業の遂行にからんで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行われるのを原則とすること。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該健康診断が時間外に行われた場合には、当然割増賃金を支払わなければならないものであること。」